

茨城工業高等専門学校における非常勤講師等の任用に関する要項

平成 30 年 1 月 18 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 茨城工業高等専門学校における非常勤講師等の任用は、この要項の定めるところによる。

(任用基準)

第 2 条 非常勤講師の任用基準は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）に定められた 講師以上の資格を有する者
- (2) 採用時の年度末年齢が 70 歳以下の者

2 前項に規定するもののほか、高い教育効果が得られると認められる者

(雇用限度)

第 3 条 非常勤講師の雇用限度は、原則として、満 70 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日を超えることはできない。ただし、特別な事情により、この要項により難しい場合は、校長は別段の取扱いをすることができる。

(任用手続)

第 4 条 校長は、非常勤講師の任用に当たっては、教員任用審査会による審査結果を参考にして任用を決定する。

(審査等)

第 5 条 学科長、系長、部長または校長は、非常勤講師を任用したいときは、次に掲げる書類を教員任用審査会議長に提出する。

- (1) 任用依頼書
- (2) 履歴書（研究歴を含む。）
- (3) 教育業績一覧
- (4) 著書・論文等一覧
- (5) 推薦書（ただし、高等専門学校設置基準第 11 条第 5 号、同条第 6 号、第 12 条第 4 号、同条第 5 号、第 13 条第 3 号、本要項第 2 条第 2 項及び第 3 条に基づく場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師であった者を継続して任用する場合は、前項第 2 号から第 4 項に掲げるものの提出を省略することができる。ただし、履歴事項等に変更のあった者については、前項第 2 号から第 4 項に掲げるものを添付するものとする。

(他の非常勤職員の任用)

第6条 他の非常勤職員の任用に当たっては、第2条第1項第2号及び第3条の規定を準用する。

(事務)

第7条 非常勤講師等の任用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項の定めるもののほか、非常勤講師等の任用に関して必要な事項は、校長が別に定める。

付 記

- 1 この要項は、平成30年1月18日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する規則（昭和58年4月21日制定）は、廃止する。